

古代の心

福島秋穂

私たちが、未だ文明の恩恵に浴することのない所謂未開人の思考様式は如何なるものであつたか、また彼らが全くの無知蒙昧の域を些かでも脱した後に、どのようなことを考えたかといった事柄について知ろうとする時、有力なる手懸りの一となるものに、神話・伝説・昔話……等の名を冠して呼ばれる口承文芸作品がある。

我国の場合、此れらの作品の一部は八世紀中葉までに、記紀や風土記等の書物に載録されて今日に伝えられている。しかし、上掲の書物は孰れも官撰になるものであり、単純に口承文芸の集大成を企てた結果ではなく、またそれぞれにある種の編纂意図に基づいて作成されたため、其の編纂時に各地で古くより伝承されていた神話・伝説の類を細大漏らさず總て収録している訳ではなく、しかも運良く其処に載録された民衆の共有財産としての作品群も、それが持つていた固有の性格を少なからず変改歪曲されていることが多いのである。私たちは、古代民衆の日常生活を基盤として創作伝承されていた神話・伝説の類が、ある時節にかけられ、たまたま書物編纂の意図に適つて其れに載録されたとはいつ

ても、其の真の意義が変改され、他の異なつた伝承と接合され、民間で創作伝承されていたものとは完全に違つたものになつてしまつた具体例を、記紀載録の物語中の随所に見ることが出来る。<sup>註1</sup>

記紀相互の関係については、国内向けの宣伝書に対する外国向けの歴史書であると言い、或は古語保存の書に対する史実記録の書であるとされるのであるが、孰れにしても此の二書の成立に際し、大きく政治的な意図が関わっていたことは否定出来ない。従つて、此の二書に載録された伝承の類が、其の編纂目的に沿うよう変改され、或は民衆の意図したところとは異なる解釈を付されるに至つたことは、事の性格上やむを得ないことではあった。そこで私たちは、取捨選択の結果、此の二書に載録された伝承類から古代の人々の思考様式が如何なるものであつたかを探る場合、其処に見られる変改接合の操作過程を正確に見極めるという手順を踏まねばならないのである。

ところが、此の二書に比し、和銅六年五月の中央官命に基づき成立をみ、今日一般に風土記の名で呼ばれている地誌は、地方各府で編述したものであり、一般民衆の手に成ったものではな

く、中央の命令自体にある種の制約が設けられているので、各地の伝承類を総て正確に記録しているとも思われないし、現存する風土記が極めて数少ないものであるが、其処に見られる伝承類は、記紀に載録されたものほど政治的な編纂意図を濃厚に反映してはおらず、むしろ一般民衆の息吹きを単純素朴な形で伝えていると言えるのである。風土記の記載する伝承類が系譜型の展開を見せず、記紀の其れが連續性を有するのに比し、個別に独立したものとなつてゐることは、風土記と記紀の性格の違いを如実に示すものである。ただ、記紀に載録された伝承群は、早く其これら二書の成立以前、各種の文献に記録されていたと思しく、各所に変改の手を加えられながらも、其の発生原初形体により近い形で私たちの眼に触れるのに対し、風土記の其れには、記紀に載録されなかつたものが多く見られると同時に、編纂時期が和銅六年以後であるため、民衆から其の本義が忘却されたり、或は後代的解釈を加えられているものが多いように見受けられる。しかし孰れにしても、私たちが我国古代人の思考様式・風俗習慣が如何なるものであったかを窺うとき、記紀載録の伝承と風土記載録の伝承を充分に活用しなければならないことは言うまでもないことである。そこで此度は、風土記に記載された伝承の二三を手懸りに、我国古代人の思考様式がどのようなものであったか、其の思考様式は如何なる形で記紀載録の伝承類に跡を辿ることが出来るか、其の思考は何を根拠にして産み出されるに至り、また風土記編纂の中央官命が下る時期までに其れを産出した民衆の間

でどれほど影薄いものとなりつゝあつたか、等々の諸点を考察してみることにしたい。

\* \*

風土記を通読して氣のつくことの一は、土地に大樹を見るという所謂巨木伝説が多く語られていることである。いま試みに其の最も簡素な表記の一を挙げると、豐後國風土記直入郡条に、「昔者、郡東桑木村、有<sup>ニ</sup>桑生<sup>ニ</sup>之。其高極陵、枝幹直美。俗曰<sup>ニ</sup>直桑村」。後人改曰「直入郡」是也」という記事が見られる。この骨格だけの巨木伝説が少しく肉付けされると、筑後國風土記逸文三毛郡条に見られる記事の如く、「朝日之影、蔽<sup>ニ</sup>肥前國藤津郡多良之峯、暮日之影、蔽<sup>ニ</sup>肥後國山鹿郡荒爪山」と、朝夕の日の光を受けた樹木の影が如何に遠方まで及んだかを述べることで、其の樹木の大きさを示すようになつてゐる。此の巨木伝説の名で呼ばれる伝承は、上掲二例の他にも、肥前國風土記佐嘉郡条、播磨國風土記逸文、上総・下総國風土記逸文等に見られるのであるが、地域を異にして何故同じような内容をもつ記事が載録されているのか、此れらの伝承が古代民衆の間で如何なる意義を有していたのかについては、考えてみる必要があるだろう。

古代の民衆が巨木を眼前にして抱いた感情が、其の樹木自身の巨大さに対する畏怖と讚嘆の念であつたことは、その多くのものが神格化されていることから考へて、まず間違いのないところであります。此れを「若し私達が、幾春秋の間寒暑風雪と戦つて撓まず屈せざる姿を天に冲する巨樹を見たならば必ずや壮大崇高の感に打たれるであらう。まして素樸な心を有つ原始人が是を眺め

たならば、その雄渾森厳なる姿に思はず讃美の声を発するであらう。大樹説話は原始人の巨樹礼讃の心を写し出したものに他ならぬ。<sup>註2</sup>と、簡単に片付けてしまう訳にはいかない。古代人が巨木伝説を語り伝えた背後には、そのような巨大な樹木を生育せしめた土壤に対する驚異と稱讃の念があつたものと思われるからである。このことは、播磨國風土記逸文が巨木伝説を記録するに際し、「駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生<sub>ミ</sub>於井上」など、巨木の存在と井戸の存在とを結びつけて表記していることでも明らかである。

抑々、樹木に限らず植物の生育と井戸の存在を結びつけた記事は、風土記中に多く見え、例えば播磨國風土記揖保郡条に、「菅生<sub>ミ</sub>山辺。故曰<sub>ミ</sub>菅生<sub>ミ</sub>。一云、品太天皇、巡行之時、闢<sub>ミ</sub>井比岡、水甚清寒」とあり、同じ風土記の揖保郡萩原里条には、「生<sub>ミ</sub>萩一根<sub>ミ</sub>高一丈許。仍名<sub>ミ</sub>萩原<sub>ミ</sub>。即闢<sub>ミ</sub>御井<sub>ミ</sub>」という表記が見られるのである。これを風土記以前に辿るならば、記紀に載録されたホリの命による海神の宮訪問譚に、「井上<sub>ミ</sub>有<sub>ミ</sub>湯津香木」(記)という表記があり、紀の允恭天皇八年春二月条には、「明日、天皇見<sub>ミ</sub>井傍桜華」という記事が見られる。扱て、それでは何故このように樹木や草類と井戸とが結びつけられているのだろうか。これに対する答は唯ひとつ、それは古代の人々が日常眼にする現実の光景において、井戸(水源地)と植物が近接して存在しているからに他ならないということである。樹木に限らず植物の生育に水が必要欠くべからざるものであることを、古代の人々は経験の上で知り得ており、土地に草木特に巨木が生育することは、其

れを成長せしめるに充分なる水量を其の土地が有していることであり、更に其の場所が他の何處よりも農耕に適した場所であることを、古代人は熟知していたのである。草木の生育繁茂を井戸と限らず池水河川と結合させている記事まで広げると、其れは記紀に登場するヤマタノヲロチなども、其の本然の実体が如何なるものであつたか諸説紛々として帰するところを知らないのであるが、伝承過程の一時期に河川と考えられていたことは、其の身に「蘿及檜櫟」(記)、「松柏」(紀)が生い繁つているという表現のことからわかる。

古代の人たちが巨木伝説を語り、また耳にする時、其の脳裡には、巨木に対する驚異讃嘆の念のみならず、其れを生育せしめた土壤の肥沃さと水量の豊富さに對しての称讃の気持ちがあつたに違いないのである。このことは、「……其地謂<sub>ミ</sub>之鷗野。土壤培塿、草木不<sub>レ</sub>生。野北、櫟柴鶴頭樹比之木、往々森々、自成<sub>ミ</sub>山林<sub>ミ</sub>。即有<sub>ミ</sub>稻池、此高向大夫之時、所<sub>レ</sub>築池。北有<sub>ミ</sub>香取神子之社。社側山野、土壤腴衍、草木密生」という常陸國風土記行方郡の記事ひとつを見ても明白である。

また古代人は、鬱蒼<sub>ミ</sub>と生い茂る樹木、綠したたる状態で繁茂する草類を眼にした時、其の地の水量の豊富さと土壤の肥沃さを思うと同時に、其の地を清淨なる場所と考えたものようである。草木の生育に不可欠な水分と其の水の有する浄化力・汚穢除去力から、水量豊かなが故に繁茂する草木を清淨視したのか、草木自体の有する繁殖力の旺盛さに生命力の強靭さを認め、此れを清

淨なるものと考えたのか定かではない（ヤマトタケルの東征に際し、彼に景行天皇から「比比羅木之八尋牙」（記）が授けられたというように、一部香氣の高い植物が、其の香氣故に邪氣払拭の力能を有するもの、清淨なるものと考えられていたことは、我国のみならず中国の風俗習慣にも此れを類うことが出来る<sup>註3</sup>）が、此れを清淨視すると同時に、其の植物の生育繁茂する土地をも、古代人は清淨なる場所、他の地域とは一種異なつた場所と考えたらしく、其の思想の片鱗を私たちは、記紀風土記をはじめとする古文献の各所に見ることが出来るのである。

記紀に載録されたイザナキ神の禊祓譚に見られる筑紫日向之橘小門之阿波岐原（記）、筑紫日向小戸橘之櫛原（紀一書の第四）が、水辺に位置するというだけの場所でなく、其処に生い茂る橘・櫛により清淨視されていた地域であることは、記紀の物語と其の地名を少し注意して読めば明白であり<sup>註4</sup>。我が古称の一である「葦原の（中つ）国」も、單に葦の生えている国といった意味合いから考へ出された言葉ではなく、明らかに「如葦牙因萌騰之物而……」（記）といった表現と関連を有し、生命力旺盛なる葦（植物）の生育する清淨なる国土の意で創案されたものと思われる。神武天皇即位の地が「故傍山東南櫛原地」（紀）であつたこと、同天皇四年春二月条の「立盡時於鳥見山中、其地号曰上小野榛原・下小野榛原」という記事なども叙上の説と無縁なものではあるまい。出雲國風土記鷲根郡条に見える「蠻蛇島。東辺神社。以外悉皆百姓之家。土体豐沃、草木扶疎、桑麻豐富」という記事や、前に挙げた播磨國風土記揖保郡萩原里条の記事の続

きに、「萩多采。故云「萩原」也。爾祭神、少足命坐」とあることなども、此の草木・桑麻或はまた萩の生い繁る場所を、古代の人たちが清淨視して、其の地に神を祭つたものであると思われる。また、天神が天上世界から地上に降下する際、其の多くの場合に桂の樹若しくは其れが生えている地域に降下するという古代人の伝承も、恐らくは植物の生育地を清淨視するという古代人の思想を創作の根底に有しているのであらう。

見た如く、古代人が植物を清淨なるものと感じ、其れが繁茂する土地を清淨なる場所と考へていたとすれば、其の植物が他と比較して巨大であることは、一層古代人に清淨感を持たせることになり、遂には景行天皇十八年秋七月条に、「到筑紫後國御木、居於高田行宮。時有「僵樹」長九百七十丈焉。……（中略）……爰天皇問之曰、是何也。有「一老夫」曰、是樹者歷木也。嘗未「僵」之先、當朝日暉、則隱「杵嶋山」。當夕日暉、亦覆「阿蘇山」也。天皇曰、是樹者神木と見られる如く、樹木 자체を神聖視・神格化させたものと思われる。古代人にとって巨木の存在は、其の生育地の清淨と肥沃の度合を如實に示すものであり、尚且つ其れは畏怖し神聖視するに充分値するものであったのだ。此の巨木が、播磨國風土記逸文や仁德記に見られる如く船材として利用されたというのは、第二次的な物語の成長或は変改の結果であり、其の根源的意義は、巨木の利用価値を云々することにあつたのではなく、前記した如く其の生育地の称讃にあつたことは間違いないまい。

とされる「天（之御）柱」も、「八尋殿の柱<sup>註6</sup>」、「宇宙の軸<sup>註7</sup>茎」、「神を招く招代<sup>註8</sup>」、「陽根<sup>註9</sup>」などと解され、或はまた西欧諸国の古風俗に見られた所謂 May-pole や中国南部の習俗と結びつけて解釈されるのであるが、其の本来の意義は、樹木の代りに柱を立てることで、結婚の挙行される場を清浄化しようとすることにあつたかと思われる。我国の多くの地方で祭りの際に柱を立てる風習があるというが、此れは恐らくは樹木に代わる柱なのであろう。推古天皇の二十八年冬十月に檜陵陵域外に土を積んで山となし、大柱を其の上に立てた（紀）というが、此れなども其の地域一帯を清浄化する目的で為されたことであつたのだろう。<sup>註10</sup>

ともあれ、巨木に限らず植物の生成繁茂する地域が他に優れた清淨なる土地と見做されたことは、神武紀に見られる「東有<sup>ミ</sup>美地<sup>ミ</sup>。青山四周」の表現によつても充分にこれを窺い知ることが出来る。<sup>註11</sup>

\*

廣く植物一般が清淨なるものと考えられたのと同じ様に、古代人により生命力を内包するもの、否むしろ生命其のものであると考えられたものに鳥類がある。以下暫らく鳥類をめぐる幾つかの問題について考えてみるとよろしい。

播磨國風土記は賀古郡条に、景行天皇が六継の村に於いて、「此處、浪響鳥声甚譁」と勅し、高宮に遷られたといふ記事を載せており、恰も鳥声が喧噪を極めたが故に其の住いを移動されたかの如く述べてゐるのであるが、此れは明らかに鳥の有する靈力を失念しての発言或は行動であると思われる。雄略紀十一年

条には、「養鳥人」・「鳥官」・「鳥養部」の表記が見られ、また、既に多くの人々により考査された如くに、鳥は古代人にとって、生命力の象徴であり、死者の靈魂であり、且つ又、豊後國風土記、速見郡用野条に、「餅化<sup>ミ</sup>白鳥」とあり、同様の話が山城國風土記逸文、豊後國風土記逸文に見られる如く、穀精の化身であるとも考へられていたのであって、肥前國風土記養父郡鳥櫻郷条に、「昔者、輕嶋明宮御宇誓田天皇之世、造<sup>ミ</sup>鳥屋於此郷、取聚雜鳥<sup>ミ</sup>養馴、貢<sup>ミ</sup>上朝庭」なる記事が見られるよう、其れは特別に飼育して朝廷に奉納までされていたのであるから、前記した景行天皇の発言は異例のことであると見なければならない。

古代人が鳥を生命力の象徴と見做した思想については、人名に一部鳥の文字を用いたものの多い事実が最も端的に其れを現わしている。今試みに風土記の表記するところを見ても、常陸國風土記行方郡条に「鳥日子」、出雲國風土記橋経郡条に「天御鳥命」、肥前國風土記三根郡条に「海部直鳥」の名が見え、記紀では周知の如く仁德天皇をめぐる物語に此の例が頻出するのであるが、此れらは孰れも鳥の有する生命力を体内に包含せんとする意図により命名されたのであり、一種の魂鎮めの呪法に基づくものであつたと解される。ヤマトタケルが死後白鳥と化して飛翔した話なども、鳥即ち生命とする古代思想の具体的な表徴であることは、これまでにも度々述べられて來てゐる。此の鳥即ち生命力とする思想が、ひとり我国だけのものでなかつたことは、マレー半島在住のシマング族で、「まだ生まれぬ嬰兒の靈魂は、鳥の中に宿つてゐると考へられ、女が妊娠した時は彼女がそれに倣つて名づけられ

た鳥の一ぱん近い巣を訪ぶて、葉と花とでこれを飾り立てる。この表示にひきつけられた靈の鳥は樹上に降り立ち、そして殺される。この鳥を食ふことによつて、母親はそのまだ生まれぬ嬰兒に靈魂を与へるのである」と言い、ドイツで、「靈魂は白鼠や小鳥の形をして眠つている人の口から逃げて行き、この小鳥や動物の戻つて来るのを妨げることは眠つている人たちにとっては致命的<sup>註15</sup>だ」とされていることにより明らかであるが、何故鳥が靈魂と一体視されたかを考えてみると、恐らく此の二者の間に夢という現象が存在したものと思われる。即ち、人は夢の中で、睡眠時間内では到達することすら出来ぬ遠距離の彼方との間を往復し、しかもその遠隔地で種々の出来事に参加することが可能であるが、此の不可思議なる経験を古代の人々が合理的に解釈せんとした時、身体と靈魂とが分離するものであり、靈魂は短時間に相当の距離を交通し得るもの即鳥類であるとしたのであろう。靈魂を鳥以外の動物であるとした思想の根底に何があったのかは判然としないが、少なくとも其れを鳥類と同一視した思考の背後には、叙上の如き古代人の実生活での体験が大きく影響したものと思う。

史上、三十一回の多きを数える持統天皇の吉野行幸も、天皇が亡夫天武天皇との縁の地を訪れ、ありし日の天武天皇を偲んだというよりは、「み芳野の象山の際<sup>註16</sup>」の木末にはここだも騒く鳥の声かも「ねばたま夜の深けゆけば冬木生る清き河原に千鳥しば鳴く」と詠まれた如く、樹木生い繁り、清流があり、加えて鳥が多く生息する吉野を訪れ、我身の清浄化と鎮魂を計らんとする意図に出たものではなかつたかと思われる。

鳥が靈魂と一体視され短時間に人間の到達し得ぬ遠距離を飛翔すると考えられたことに關し、今ひとつ考えてみなければならぬ古代人の思想がある。それは、我国に限らず廣く世界の古代人の間で、鳥と船とが常に結合された形でとらえられているということである。

記紀載録神話では、「鳥之石楠船」、「天鳥船」、「鳥磐櫟檣船」、「天鵠船」と、鳥と船を結合させているが、此の事についてこれまでの研究者は、船の快足なることを鳥を用いて表現したのであるとか、船と水鳥の形体上の類似に基づき作られた語であるとか、前述の鳥即ち靈魂なりとする思想と關係付け、靈魂の乗る船であるが故に鳥と船とが結合しているのだとかしたのであるが、私は嘗て此れらが、航海の途中で船が予定の進路を外れた際、船上から鳥を放ち、其の去就で陸地の遠近有無と方角を知るという古代民衆の実生活上の慣習に根差したものであり、更に、鳥が途中に横たわる多くの障害をものともせず目的地へ一直線に最短距離を飛んで行く性質のものであることを知る人々が、自分たちの乗る船もかくあれとの祈願をこめて、鳥と船の二者を結合させたのではないかとの意見を述べたのであるが、此の考えは今でも変わつてない。

記紀載録神話に、天上世界と地上世界の連絡係として雉が登場するのも、其れが二地点を行く性格のものと考えられていたからであろう。出雲國風土記鷦鷯郡法吉郷条に、「神魂命御子、宇武加比売命、法吉鳥化而飛度、靜坐此處」とある記事も、鳥が短時間に目的地に達することを考えに入れての話であるよう

だ。また、垂仁記において生来の蛭本牟智和氣王に「阿藝登比」させた鶴を捕えに派遣された者が「山辺の大龍」とされ、仁德記において天皇が大后のもとに派遣した使者の名が「鳥山」とされていることなどは、前に述べた生命力付着（鎮魂）の思想と鳥が目的地へ直行するものという思想が二重写しになって表現された好例である。

播磨国風土記逸文に載る巨木伝説において此の巨木を利用して造った船の名を「速鳥」とし、『続日本紀』が天平宝字二年三月十六日条で遣唐船の名を同じ「速鳥」としていることも、明らかにこれららの船が鳥と同じように目的地へ確実に早く到達する船であつて欲しいとの願いを込めての命名であつたに違いない。

古代人の思想に船が鳥同様着実に目的地へ到達して欲しいとして、鳥と船とを結びつけて考えることがあつたとすれば、播磨国風土記讀容郡船引山条に見える「近江天皇之世、道守臣、為此國之宰、造官船於此山、令引下。故曰船引」。此山住鶴」という記事も、全く偶然に船と鳥とが結びついているのだとして片付けることが出来ないよう思われる。現存する風土記の記事には、船に関するもの、鳥に関するもの共に多く見られるのであるが、例えば肥前国風土記養父郡日理郷条の記事など、「纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、就生葉山、為船山、就高羅山、為梶山、造備船」というように、前に掲げた播磨国風土記逸文の「速鳥」に関する記事を除き、此の二個の存在態を結合させていないことを考え合わせると、風土記編述の官命が下された時期には、既に鳥と船とを結合一体視すること、または何故古く此の二

者を結合した形で考えていたのかということが民衆の間で忘却され、不明となっていたものようである。民衆の日常生活・風俗習慣を根底に結合したはずの鳥と船とが、既に風土記編述の頃無縁のものとなっていたとすれば、其の原因は唯ひとつ、民衆が航海をする際に鳥を船に積み込み、陸地を見失つた時に此れを放つて孰れに向かうべきかを知るという事をしなくなつたということであろう。<sup>註17</sup>古代の民衆が船を進める際に、鳥を有力な操船具の一つとしたことは、世界の諸民族に多く例のあることである。我国で早く風土記編述の頃、私のいうところの鳥と船との結びつきの本義が忘れられていたとすれば、前に記した遣唐船「速鳥」の名は、鳥の飛翔速度の速さを船に与えんものとしての命名か、船といえれば慣習として鳥の名が多くつけられるということになつていい結果であろう。それはともかくとして、前掲した船引山の記事は、風土記編述者が其の真義を理解し得たかどうか判然としないが、其の山の樹木が船材に適したものであつたことと、其の山に鶴が多く棲んでいることの二事が合致して始めて造船作業に進展したことを語り伝えていたものと解される。此の山の樹木を材料にして造る船は、一旦出港の後は、風波潮流に影響されることなく、誤たず目的地に直行するものと考えられていたことだろう。記紀載録神話とは風土記中の記事に見られる如く、我国古代人の思想において、鳥と船とが密接な関係を有するものと見做されていたとすれば、その思想は、現在万葉歌中の難解語の一に教えられる次の語にも及んでいたのではないだろうか。

即ち、万葉歌中に、「鳥總立 足柄山爾 船木伐 樹爾伐帰都

安多良船材乎」（卷第三・三九一）、「登夫佐多底 船木伎流等伊布 能登乃島山 今日見者 許太知之氣思物 伊久代神備曾」（卷第十・四〇二六）と、二例だけ「とぶさて」の語が見られるのであるが、此の語を如何に解するかについては、古くより諸家の間で議論が交されてきており、未だに明解を得たとは言いきれない状態にある。しかし現在のところ其の解釈の仕方は、ほぼ二個の説に収束されたとの感がある。其の一は、前歌に見られる「鳥総立」の表記を借字であるとして、とぶさを鏑即ち仙人の用いる刃の広い斧、或は鉄の如き樹木伐採の具と解するものである。此の説は、藤原範兼が「とふさてとはたつきたてといへることばなり」としたのに端を発し、以後「トフサト云ハ、マサカリ也」と仙覚に繼承され、次いで鹿持雅澄が「鳥総はいと心得がてなれど、嘗にいはば鳥総と書るは借字にて、材を割拆料の器名にはあらざるにや」として、土佐国幡多郡地方で手斧を「トモノ」と称するという例をあげたことを経て、近くは鴻巣盛広氏が、『薩藩叢書』第四編中に見られる屋久島の伐木法を根拠に、「古説の如く、斧、鎌のこと」とされたのに繋がっている。此の「とぶさ」即ち鎌・斧・鉄説に対する今一個の説は、其れを木の梢と解するものである。顯昭が、「歌にとぶさと読は木の末也」と稍説を提唱し、以後其の説くところに多少の違いはあるても、契沖・賀茂真淵らが此れに同調し、今日ではどちらかというと此の説に依る者が多いよう見受けられる。というより、『延喜式』卷の八に載る大殿祭の祝詞中に、「御皇孫之命能御殿乎、今奥山能大峠・小峠爾立留木乎、斎部能斎斧乎以且伐採豆、本末乎山神爾祭豆、

中間乎持出来豆……」と、伐採した樹木の先端と根元を山神に祭り、中間部を建築材として利用するという表現が見られることを最大の論拠とする此の説は、「とぶさ立」とは仙人が木を伐りたるとき、その梢を折りて、もとの切株の所に立て、山神を祭るを記されていることを重く見て、其れを鳥と関係づけ、「翅」とする説、「鳥の羽毛の束」とする説などがあるが、私は、前述した古代人の思想に鳥と船を結びつけて考えるという事実のあることを考慮し、「とぶさて」の語は船材を伐採する際、其の樹木で造られる船が、鳥の如く目的地に向けて直行する船になつて欲しいとの願いを込めて、鳥と船材とを何らかの方法で結合しようとした結果生じたものと解すべきではないかと思う。万葉の歌が二首共に「船木」の語を用いていることは、「とぶさ」の語が船と密接な関係を有したものであったことを如実に物語つているのではないかだろうか。記紀風土記に「とぶさて」の表記が全く見られないでの、今となつては古文獻に直接の手懸りを求める事は不可能であるが、古い時代に船を建造する際、其の資材となる樹木の伐採時に、其の樹木に鳥の持つ能力を付加しようとする何らかの試みがなされていたのではないだろうか。鳥の鳴声囂しい樹木の鬱蒼と繁茂する清浄な地で、鳥の持つ能力を付与された樹木——其れが天に冲する巨木であれば一層都合が良いのだが——を用いて建造された船は、古代人の期待を其の一身に集めたのではないか。鳥の能力を船材に付加する方法或は儀式が如何なるもの

であつたのか、今となつては知る由もないし、「とぶさ」を「翅」若しくは「鳥の羽毛の束」と解すべきか否かも決し難いのであるが、ともかく鳥と船との関係に基づき「とぶさて」の語が生じ、やがて「船木」に懸る枕詞になつたのではないだろうか。

前掲した大殿祭の祝詞中に見える表現について少しく触れるならば、其は特に船材を伐り出す時のものではないし、紀一書の第五に、「杉及櫟樟、此兩樹者、可<sub>ニ</sub>以為浮室。檜可<sub>ト</sub>以為瑞宮之材<sub>ト</sub>」とあること、既に見た例に、「鳥之石楠船」「鳥磐櫟樟船」があり、播磨國風土記逸文に、「伐其楠造舟」とあること、万葉歌中の藤原宮造營に際しての歌（巻一・五〇）に「檜」が見えることなどを考え合わせると、古くは船と宮殿とは用材を異にしていたらしく思われるが、これを「とぶさて」の説明に援用することは無理のようと思われる。また、祝詞中に本末を山神に祭るところを見ると、推古紀二十六年是歲條の「遣河辺臣於安芸國、令<sub>ニ</sub>造船。至<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>貯<sub>ニ</sub>船材。便得<sub>ニ</sub>好材、以<sub>ニ</sub>將<sub>ニ</sub>伐。時有<sub>ニ</sub>人曰、霹靂木也。不<sub>可<sub>レ</sub></sub>伐。河辺臣曰、其雖<sub>ニ</sub>雷神、豈逆<sub>ニ</sub>皇命耶。多祭<sub>ニ</sub>幣帛、遣三人夫<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>伐」という記事同様、其れは単に神聖なる樹木伐採の許可を山神に求めたものであり、樹木の中間部のみ持ち出したとあるのによれば、樹木の根元に其の先端を載せ、伐り出した部分の再生復活を山神に願つたものよりも思える。更にはまた、樹木の先端部を其の場に残したということに注目するならば、此れは、其の地が神聖にして清淨なる土地である表徴としての樹木を伐採して猶<sub>ニ</sub>清淨なることを神に示すための呪的行為であったのかもしれない。仮に、「とぶさて」

の語が、前掲祝詞中に見られる如き作業に出たものとしても、事の順序から言つて、樹木の中間部を伐り出した後に其の先端部が、残つた切り株の上あるいは其の傍に立てられるのであるから、一方に「事實と言語の上との間に相前後するいひかたをなせるものは集中に例多きことなり」とする反論のあることを認めて猶<sub>ニ</sub>、「とぶさて船木伐る」の表現は、鴻巣盛広氏の指摘された如く、「とぶさ」を立てる動作が、「船木伐る」動作に先行するようで如何にも落着きが悪い。<sup>註27</sup>

また、大正十三年六月佐佐木信綱博士の手で発見され、「承德三年三月五日書写了上」の奥書を有する所謂『承德本古譜集』に載る神楽歌に対する注解は、これまでほんど行わされていないが、其の中の一首、「和加布禰者 乃止刀者也布禰 止利奈礼者 見左加古衣天 於保支見下川加部末川良无 見古太千爾川加部末川良无 於介」（本。末は一・二句が「止利奈礼也 見左加古依天」とあり、他は本に同じ）なども、風土記編述以前に其の創作期を比定出来るとすれば、既に見たよな鳥と船を結びつける古代思想で其の本義を解明し得ると考える。此の一首を佐佐木信綱著「歌謡の研究」が、「能登の早船が詠まれてゐて珍らしい」（九八頁）としたものの、細かい語句の注釈にはほんど触れていないかったところ、近年、小西甚一博士が、「もし海路をゆくのならば、世に有名な能登の早船だし、もし陸地をゆくのならば、鳥みたいた健脚をほこるわたしことだから、御坂をひとまたぎにして、はやく上京し、大君や御子さまに忠勤ぶりをおめにかけよう」と解釈されたのであるが、私は此の説のよう、「能登の速

註27

「船鳥なれば」の部分を前後に分離して解すべきではなく、前述した鳥と船との関係に基づき、「能登造りの早船で、しかも鳥の如く（目的地に）直行する船であるから」と解する方が良いのではないかと考えている。小西博士の解釈が二句と三句を分離させたのは、恐らく第四句中に「御坂」とあることにひかれた結果かと思われるが、私たちは此の「御坂」を、「北陸から上京するわけなので、信濃の御坂をさすか」と、単に傾斜した道路の意とする必要は全くないのである。それでは此の「御坂」は如何に解すべきであり、前掲神楽歌はどのような意味内容を有するものであろうか。此の間に答える前に、私たちは暫く、古代人が坂に対しても如何なる考え方を抱いていたかについて少しく考えてみる必要があら。

\*

\*

我国古代の人々にとって坂が如何なるものと考えられていたかを如実に示してくれる表現を私たちは、播磨国風土記託賀郡法太里条の、「所<sup>ニ</sup>以号<sup>ニ</sup>法太<sup>ニ</sup>者、讃伎日子、与<sup>ニ</sup>建石命、相鬪之時、讃伎日子、負而逃去、以<sup>ニ</sup>手匍<sup>ニ</sup>去。故曰<sup>ニ</sup>藪田」。甕坂者、讃伎日子、逃去之時、建石命、逐<sup>ニ</sup>此坂<sup>ニ</sup>云、自<sup>ニ</sup>今以後、更<sup>ニ</sup>不得<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>此界。即<sup>ニ</sup>御冠置<sup>ニ</sup>此坂<sup>。</sup>一家云、昔、丹波与<sup>ニ</sup>播磨、堺<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>之時、大甕坂<sup>ニ</sup>埋於此上、以為<sup>ニ</sup>國境<sup>。</sup>」という記事に見ることが出来る。即ち、此の記事から明らかのように、坂は境界であり、古代の人たちから自分たちの生活圏と異郷の間に存在し、二者を厳然と分離するものと考えていたのである。

坂が古代人により二界隔絶の標識とされた思想の根底には、古

い時代に人々が日常生活を営む上で、現実に険しい山岳が通行不可能なるものとして存在していた事実があるだろう。未開社会に住む人々が、自分たちの住む世界の果てに峻険なる山岳の存在を想定していたことは、ひとり我が場合だけでなく、世界の各民族にも其の例を求めることが可能である。此れが單なる想像出でたものではなく、古代の人々の生活経験に基づく結果であることを私たちは忘れてはならない。

山岳即ち坂の存在が二界隔絶を意味する具体例を、私たちは古代人の想像した死者の世界について考える際にしばしば見ることが出来る。<sup>註30</sup>生きた人間の世界と死者の世界の間に横たわるものには、其の存在について思考する人々の生活環境をそれぞれに反映し、河海であり、山岳であり、砂漠であり、所によつて区々であるが、その孰れもが横断するに非常な困難を伴うものとされる点では總て一致しており、其れが山岳とされている例を私たちには、「死者の魂は山の小径をわけのぼり、木や蔓をよじのぼつて天に辿りつく。この考え方は古代エジプトからオーストラリアにいたるまでほとんど世界中いたるところにみられる。アッシリア語で、動詞「死ぬ」をいうに普通「山にとりつく」と表現する。同じように、エジプト語の myny (とりつく) は「死ぬ」の婉曲語法である。インドの神話伝説では、あらゆる存在のうちで一番先に死んだヤマは山をよじのぼり、「遙かなる隘路」にいたりつき「多くの者(死者)のために」のぼりぬく「道」を発見したところ<sup>註31</sup>リグ・ヴェーダ(一〇・一四・一)は歌っている。ウラル・アルタイ民間信仰では死者の道は山々につけられている」という記事

や、「私をそこに連れていたアフリカ人の予言者が、あの山はすべての偉大な古き靈たちの神聖な住居であると、事前に私におしえておいて、できうるかぎり私の山にたいして崇敬の態度をとるようにしむけたことはもちろんある」という記事に見ることが出来る。此の山岳による二界隔絶感が坂をして二つの世界の堺となるものという思想を生ぜしめたのである。

坂や山をもつて二界の隔てとする記事は、地誌としての風土記

の随所に此れを見ることが出来る。例えは、常陸國風土記は、

「古者、自相撲國足柄坂<sup>一</sup>以東諸縣物称<sup>二</sup>我姫國」と記し、出

雲國風土記意字郡条には、「石見國与<sup>三</sup>出雲國<sup>二</sup>之界有、名佐比壳

山<sup>一</sup>」とある。また、『新撰姓氏錄』<sup>四</sup> 摂津國皇別坂合部連条には、

「大彦命之後也。允恭天皇御世。造立國境之標。因賜姓坂合部

連<sup>二</sup>」とあり、成務紀五年条には、「今<sup>三</sup>諸國<sup>一</sup>、以國郡立<sup>二</sup>造長、県

邑置<sup>三</sup>稻置<sup>一</sup>。並賜<sup>二</sup>盾矛<sup>一</sup>以為表。則隔<sup>三</sup>山河<sup>一</sup>而分<sup>二</sup>國<sup>一</sup>、隨<sup>二</sup>阡

陌<sup>三</sup>以定<sup>一</sup>邑里<sup>二</sup>」といつた記事が見える。記載錄神話には、現

実世界と黄泉國の間に黄泉平坂<sup>（紀）</sup>があり、更に此處で注目す

べきことには、ウガヤフキアヘズの命を出産したトヨタマヒメの

命は、自分の本国へ「塞海坂<sup>一</sup>而返入<sup>（記）</sup>」とされているので

ある。人間界と海神の住む世界の中間に横たわる海洋に坂即ち境

のあることは、万葉一七四〇番歌に「海界<sup>（なみか）</sup>」の語が見えることに

よつても此れを知ることが出来る。

見てきた如く、古代人特に我国の古代人は山岳即ち坂をもつて二界の隔てとする思想があり、此の坂は水陸の別を問わず存在するのだと考えられていたのであるから、前掲の神楽歌中の「御

坂」も此れを無理に「信濃の御坂」とする必要はなく、前三句との繋がりの上から「海坂<sup>（なみか）</sup>を越えて」と解し、全体を「私の乗る船は能登造りの早船で、しかも鳥の如く（目的地に）直行する船であるから、（大君様や御子様たちの居らつしやる場所は遙か彼方の異郷ですが）海坂を越えてお仕えしましよう」と解する方が良いだろう。前に引いた解釈は、三・四句が其れ以前の表現に対し唐突で不自然な感じである。

また、事のついで述べるならば、記載錄神話に大穴牟遲神が根国を訪問した際、須佐之男命に追跡された話が見られ、垂仁記には本牟智和氣王が肥長比壳に追われた話が記されており、前の話では其の追跡が「黄泉比良坂」までであり、後者の場合記事は多くを語らず、逃走者が山の低く捲んでいる場所で船を引き越して難を避けたことになつてゐるが、此れらは古代人の思想によつてみれば、須佐之男命が既に根国の住人であり、肥長比壳の本身が魔性のもの（蛇）と見做されているので、坂・山の陸線を界として、追跡者の心には逃亡者を捕獲することに対する絶望感と諦めの気持ちが、逃走者の心には、「もう此処まで来れば」という安堵感が生じたものと解される。此のような感情は、これらの物語の創作者・伝承者にとって言はずもがなのことであつたに違いないのである。古代人の思想では、世界を異にする者の間で追跡と逃亡の関係が成立するのは、坂或は山の陸線までであったのだ。

万葉歌中に、「ひなぐもり碓日<sup>（くわひ）</sup>の坂を越えしだに妹が恋しく忘<sup>（なま）</sup>らえぬかも」の一首があるが、此れなども旅路遙かにやつて來た

というのではなく、我家からほんの僅か来ただけなのだが、坂を越えれば其処は最早異郷であったが故に、作者の望郷の念・妹を想う心は一層強いものとなつたのである。

此の坂或は山岳をして二界隔絶するものという思想も、漸次文明が発達し、人間の行動範囲が広がるにつれ衰退消滅していったものようである。

\*

以上、限られた紙幅で、古代の人々が如何なる思想をもち、それがどのような基盤から生じたものであるかを、樹木・鳥・坂の三者を例にとりあげ、記紀風土記載録の記事を中心と考えてきたのであるが、其の孰れの場合においても、思想形成の根底に民衆の日常生活中の体験と四因の自然環境が大きく作用していると思われる。こと、時代の経過と生活様式の変化・文明の発達に伴い、

其の思想の真意が次第に忘れられる傾向にあり、遂には其の思想

を盛り込んだ神話・伝説の類が伝承者や文献載録者により異なる理解をされ、更に今日では古代人の思考したことと全く違う解釈をされているのではないかと思われるものもあることなどを私たちは知ったのである。

今後私たちは、記紀風土記等の所謂古文献に記載された伝承に眼を通す際、其処に反映されている古代人の思想・日常の生活が如何なるものであるかを注意深く見ていく必要があるだろう。古代人の思考が如何なるものであつたか、其の思考は如何にして生まれたもののかを考え、古代人の心で叙事上の如き諸文献を読むことが大切なのである。特に、編纂者の意図で民衆の伝承をかなり変

改・歪曲させていると思われる記紀に対しても此のことが肝要である。

註 1 古く我国に存在していたはずの伝承で、記紀に載録されたものの一つに最初の人類の誕生を語る話があり、一個の伝承が民間で有していた眞の意義を、書物編纂の意図に適合させるため曲げられた例の一を、私たちは記載録の天皇短命説明譜に見ることが出来る。（拙稿「記紀載録神話に於ける生と死の起源説明神話」——『国文学研究』第三十八集参考）。また、記紀の物語が民間伝承群の接合の結果であることは、其の記述が最初から最後まで天皇家の系譜を中心とした所謂系譜型となつていて、ことによつても明らかである。

註 2 倉野憲司著『古事記の新研究』二二六頁。  
拙稿「イザナキ・イザナミ神話に関する二三の考察」——『国文学研究』第四十一集参考。

4 同上論文九頁。

註 5 この地は、記に「白檜原」と表記されているが、単に名称だけの白檜原ではなく、古く実際に白檜の林が存在した土地であったという。（日本古典文学大系67『日本書紀』上二一三頁頭注一八）。

註 6 本居宣長著『古事記伝』四之卷。此の他に同様の解釈をするものとして、松岡静雄著『日本古語大辞典』語説、次田潤著『古事記新講』三〇頁、尾崎暢殃著『古事記全講』三五頁、などがあげられる。

北野博美著「性的芸術化・民俗化」——『民俗芸術』第二卷第五号二〇頁。同様の解をするものに、松本信広著『日本神話の研究』一八一頁、吉井巣著『天皇の系譜と神話』二八一頁、等がある。

神田秀夫著『古事記の構造』二四九頁。同じ解をするものに、橘守部著『稜威道別』卷三があり、前注の前二者は、「天（之御）柱」には男根のイメージが重なっているとしている。

竹友藻風著『詩の起源』八五—八六頁、松村武雄著『上代文学と神話伝説』——『上代日本文学特殊研究篇』下八六頁、和歌森太郎著『日本民族史』六九頁、松本信広著『苗族の春の祭と柱』——『民俗学』第五卷第三号一九〇頁、荻原浅男著『日本神話の旅』二〇頁、等参看。猶、松村武雄著『日本神話の研究』第二卷は、諸説を紹介批判の上、「天御柱は、恐らく神靈——殊に祖靈を招き降すもの若くは祖靈の具象的標徴であると觀せられてゐたであらう」(一一九頁)としている。就いて見られたい。

11 柱が樹木の代用か、樹木が柱の代りなのか、難しい問題であるが、樹木の生育と水の関係、或は、植物の生成繁殖の力が清浄の観念と結びついているのであれば、柱は樹木の代用であるのだろう。猶、此の点について柳田國男著「神樹篇」は、「神木には植継ぎと云ふことがあり、喬木は大昔にもあつた筈であるのみならず、枝を挿し葉<sup>ひばえ</sup>を分つて神靈を他所に移して行く風習の極めて自然なる發生を考へると、柱は却つて大樹の存在せぬ土地で神を祭る場合の便宜処置とも見られる」——『定本柳田国男集』第十一卷五六頁——としている。

12 この柱 자체を、皇祖靈を呼びもどすための依代と見る説がある（例えば、上田正昭著『日本の原像』一八七頁）が、其の地が柱を立てることで清浄化されたが故に、神の降下を期待しうることになつたのではないか。

以上、記紀風土記等の古文献に載る巨木伝説を俎上に載せ、簡単な考察を試みたのであるが、諸国の樹木に纏わる伝承・習俗について考察したものの、柳田國男著前掲論文があり、外国の例を引いたものに南方熊楠著「巨樹の翁の話」——『南方熊楠全集』（平凡社版）2——がある。就いて見られたい。

J・P・マードック著・土屋光司訳『世界の原始民族』上卷九三頁。

フレイザー著・永橋卓介訳『金枝篇』(一)七六頁。

16 拙稿『やぶにらみ神話論(三)——鳥と船について思いついたこと』——『文芸と批評』第六号参看。なお、海上にある者が鳥の飛翔する方角に陸地ありとすることは、上記論文に挙げた例の他にも、比較的新しい時代のものであるが、クリスチーバル・コロンの第二次航海に際し成った「チャンカ博士がセビリヤ市へ送つた書簡」や「ドン・ヴァスコ・ダ・ガマのインド航海記」（孰れも、大航海時代叢書I『航海の記録』）

所収)にそれを見ることが出来る。

17 我国の民衆が、嘗て使用していた航海法を忘却した具体例を、私たちは鎖国期間中ににおける天体航法の消滅に見ることが出来る——『日本庶民生活史料集成』第五卷二頁参看。

藤原範兼著『和歌童蒙抄』第三。

仙覚著『万葉集註釈』卷第三。

鹿持雅澄著『万葉集枕詞解』卷之四。猶、雅澄の門人源巖

男は師説を訂し、「鳥總立」を「敏<sup>バハシ</sup>刃<sup>カミ</sup>多立<sup>タチ</sup>にや」としている。

21 鴻巣盛広著「鳥總立考」——『奈良文化』第二〇号七三頁。

顯昭著『袖中抄』第十六。

23 「とぶさ」を梢と解するのに、順徳天皇著『八雲御抄』

第四言語部をはじめとして、契沖著『万葉代匠記』總釈(精撰本)、賀茂真淵著『冠辞考』卷六、折口信夫著『万葉集辭典』、武田祐吉著『増万葉集全註釈』四一三一六頁、窪田空穂著『万葉集評釈』卷第三一三二八頁、土屋文明著『万葉集私注』二一二二四頁、沢潟久孝著『万葉集注釈』卷第三一四三六頁、等がある。

24 福井久藏著『枕詞の研究と釈義』三七三頁。

25 松岡静雄著前掲書。

26 山田孝雄著『万葉集講義』は、「とぶさたて」の語を、「松人が木を伐りたるとき、山神を祭る意味にて、その木の部分

を切りて、もとの切株の所に立つるをいぶと解すべし」(卷第三一六六六頁)とした上で、鴻巣盛広著前掲論文が「とぶさを立てる動作が、船木を切る動作よりも前のやうに聞えて穩かでない」(前掲書七三頁)としたのに反論、「事実と言語の上との間に相前後するいひかたをなせるもの」の例として、万葉集中の四〇一六・四四〇七番歌の二首をあげている。

28 日本古典文学大系3『古代歌謡集』三五八頁頭注。

30 同上書三五八頁頭注。  
拙稿「続やぶらみ神話論——冥界山河考」——『文芸と批評』第二号参看。

31 Mエリーアーデ著・前田耕作訳「イメージとシンボル」——『現代の思想 未開と文明』一八〇頁。

32 Lヴァンデル・ポスト著・山本和平訳「狩獵民の心」——同上書一九六頁。